

消費生活講座を受講しませんか?～オンラインでも実施

県消費生活センターでは消費生活に関する研修会等に職員や消費生活相談員を派遣しています。

【対象】 学校, 事業所の新人研修, 自治会, 高齢者クラブ, 高齢者・介護関係団体, 障害者関係団体, 教員の研究会など

【申込】 日程を調整の上, 実施希望日の1ヶ月前までに消費生活講座実施申込書を提出

※詳細は県ホームページをご覧ください▶



【対面方式】



(高齢者クラブ)

【オンライン方式】



(三島村 義務教育学校)

消費者トラブルで困ったら“すぐ電話。まず相談。” 「消費者ホットライン」188 (いやや)

困ったときは、一人で悩まずに、「消費者ホットライン」188にご相談ください。県や市町村が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

☆ 消費者ホットライン(局番なし) ☎188

☆ 県消費生活センター ☎099-224-0999

(受付時間:【月～金】午前9時～午後5時 【土】午前10時～午後4時
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため, まずはお電話で御相談ください。)

☆ 大島消費生活相談所 ☎0997-52-0999

受付時間:【月～金】午前9時～午後5時



消費者庁イラスト集より

発行

鹿児島県男女共同参画局消費者行政推進室
鹿児島県消費生活センター
鹿児島県ホームページ

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 ☎099-286-2521
〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番203号 ☎099-224-0999
<https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/syohi/index.html>

マイライフかごしま

くらしの情報
2023.1

目次

- ① ……「NPO法人消費者ネットワークかごしま」が適格消費者団体に認定されました
- ② ……「消費者契約法」が改正されました
- ③ ……返品条件をしっかりと確認!～テレビショッピング
- ④ ……消費生活講座を受講しませんか?～オンラインでも実施

「NPO法人消費者ネットワークかごしま」が 適格消費者団体に認定されました

消費者ネットワークかごしまは, 令和4年6月に内閣総理大臣から「適格消費者団体」として認定(全国で23団体目)された消費者団体です。

適格消費者団体とは, 不特定多数の消費者の利益を擁護するために, **差止請求権**を適切に行使できる専門性などの要件を満たしているとして, 内閣総理大臣が認定した消費者団体のことです。

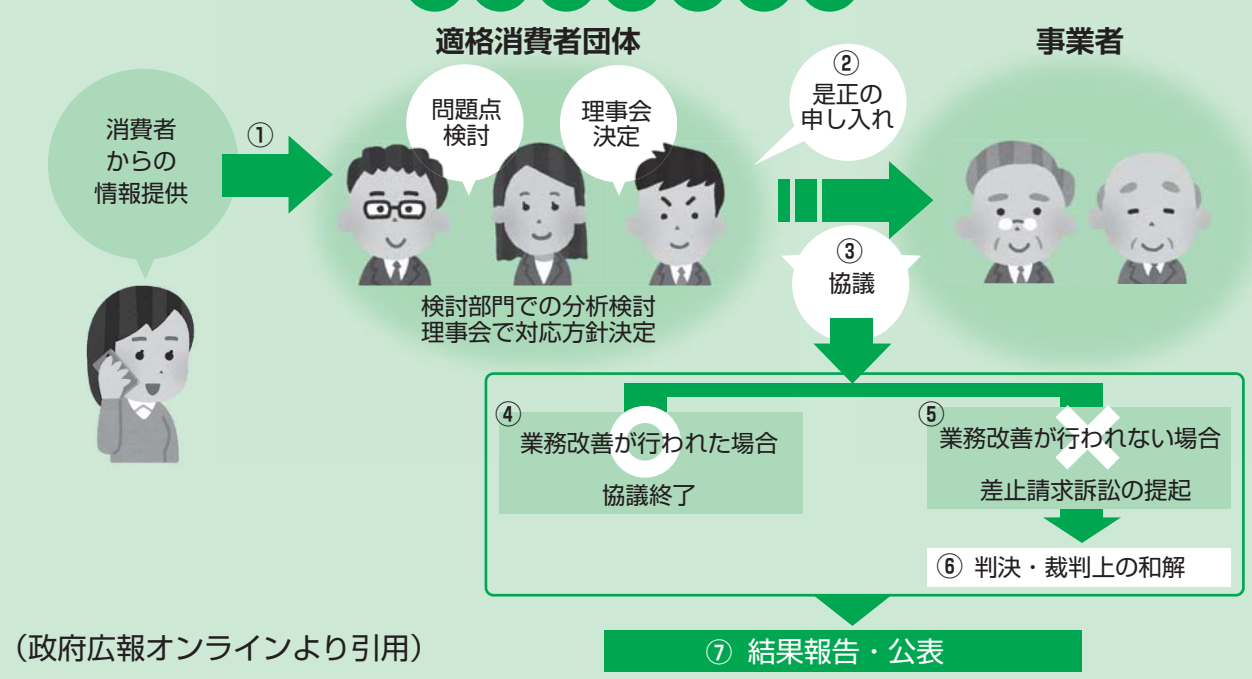
※消費者ネットワークかごしまの詳細はホームページを御覧ください▶



差止請求って何?

適格消費者団体が, 不特定多数の消費者の利益を擁護するために, 事業者の不当な行為をやめるよう(差止)求めることができる制度です。

差止請求の流れ



「消費者契約法」が改正されました

不当な勧誘や契約から消費者を守る「消費者契約法」が改正され、令和5年6月1日から施行されます。主な改正について紹介します。

契約の取消しができる「取消権」の追加

契約を取り消すことができる事業者の「不当な勧誘」について、以下が追加されます。



消費者庁イラスト集より

- 勧誘することを告げずに、消費者を任意に退去することが困難な場所へ同行し、その場所において勧誘した場合

(例) 「景色を見に行こう」と事業者に誘われ、交通の便の悪い山奥に一緒に行ったところ、行った先でもうけ話の勧誘を受けた。

- 威迫する言動を交えて、消費者が契約を締結するかどうかについて第三者の連絡を行うことを妨げた場合

(例) 契約するかどうか親に電話で相談して決めたいと事業者に言ったところ、「もう大人なんだから自分で決めないとだめだ」と迫られ相談させてもらえなかった。

- 契約前に目的物の現状を変更し、原状回復を著しく困難にした場合

(例) 事業者が、注文を受ける前に、自宅の物干し台の寸法に合わせて竹を切断し、代金を請求された。



契約書に書かれていても無効な条項の追加

- 事業者の損害賠償責任の一部を免除する条項のうち、責任を限定する範囲を明らかにしていないものは無効

(例) 無効となる条項: 「当社は、法律上許される限り、1万円を限度として損害賠償責任を負います。」↑**曖昧な表現は×**

有効となる条項: 「当社は、軽過失の場合には、1万円を限度として損害賠償責任を負います。」

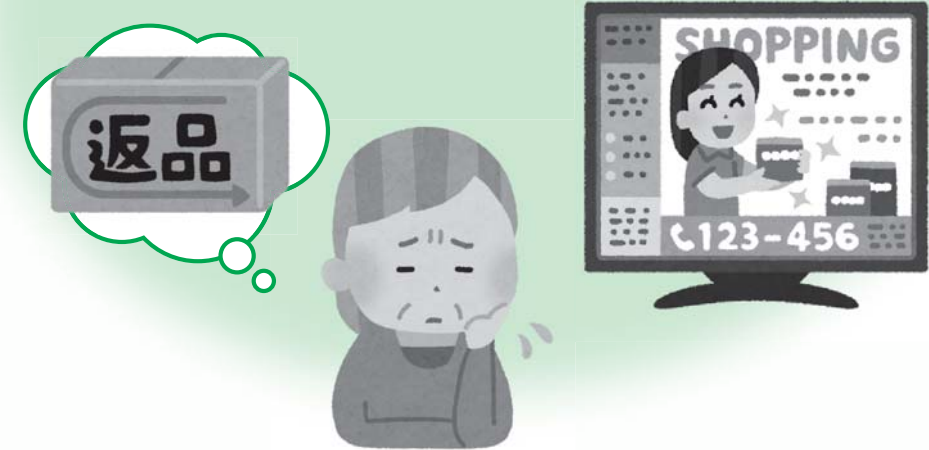
※事業者に対しても、消費者に解約料の説明などの努力義務が追加されます。

返品条件をしっかりと確認!~テレビショッピング

相談事例

テレビショッピングで足踏み運動器具を買った。番組で有名な女優が運動していて「いいな」と思ったが、1回だけ使ったところ、以前痛めたひざが痛くなった。「返品可能」と言っていたので返品したい。

(70歳代 女性)



アドバイス

●テレビショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフ制度はなく、返品については事業者の定めたルールに従うことになります。

●「返品可能」な場合でも、「未開封に限る」「通電した商品は返品できない」など、様々な条件がついていることがあります。

●電話で注文する際に、万々に備えて返品条件などをしっかりと確認しましょう。

